

2024年度 介護職員処遇改善手当支給基準表

2024年6月1日現在

No.	資格名称・業務等	条件	支給額（円）	備考
①	勤続評価	10年以上	5,000	全職種の常勤職員が対象
		5年以上10年未満	3,500	
		3年以上5年未満	2,500	
		2年以上3年未満	1,500	
		1年以上2年未満	1,000	

②	介護福祉士	勤続年数5年以上	8,000	
		勤続年数3年以上5年未満	6,000	
		勤続年数3年未満	4,000	
	ヘルパー1級・実務者研修	3,000		
	ヘルパー2級・初任者研修	2,000		

③	社会福祉士		4,000	
	社会福祉主事		2,000	

④	介護支援専門員	勤続年数3年以上	3,000	更新を行っていること
		勤続年数3年未満	2,000	

⑤	看護師		10,000	
	准看護師		5,000	

⑥	認定特定行為業務従事者	喀痰吸引	2,500	
---	-------------	------	-------	--

⑦	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない
	深夜B業務	勤務1回につき	2,000	
	深夜C業務	勤務2回につき	3,000	

⑧	新入社員手当	入社後、夜勤ができるまでの期間支給	5,000	
---	--------	-------------------	-------	--

※①の支給対象者は**全職種の常勤職員**とする。

※②～⑧の支給対象者は**常勤介護職員**とする。（⑦のみ介護業務の夜勤は他職種と兼務でも支給する）

※各①～⑥の分類ごとに受給できる手当は一つとする。（①を除いて他職種と兼務の場合は非対象）

⑨	特定処遇改善手当		44,000	
---	----------	--	--------	--

※⑨の支給対象者は**介護フロア主任**とする。

⑩	パート職 改善手当	時給上乗せ額	20	時給単価に上乗せして支給する
⑪	介護福祉士	月額	4,000	週30時間以上勤務の場合
⑫	夜勤業務	夜勤1回につき	5,000	見習い期間は支給しない

※⑩⑪⑫の支給対象者は**非常勤介護職**とする。

支給方法：毎月の給与支払い時